

認定こども園 洛北幼児園 全体的な保育計画

(1部)

令和6年度

<目次>

全体的な保育計画(1部)

1. 認定こども園 洛北幼児園の保育理念・保育方針
2. 保育目標
3. 保育テーマ
4. 目指す子ども像

全体的な保育計画編成の目的

認定こども園 洛北幼児園の組織的取り組みや保育及び教育実践の基盤と根拠となるものであり、保育教諭及び調理従事者は、「全体的な保育計画(1部)」及び「全体的な保育計画(2部)」を理解し、保育指導計画を作成する。

また子どもたちの様子を見ながら、必要に応じて年度ごとに計画編成の見直しを行う。

対象は一時保育事業利用児童を含めた入所児童全てである。児童福祉法や児童に関する権利条約等、関係法令を遵守しつつ、子どもの最善の利益を確保し、養護と教育が一体となった保育を目指すものとする。

1. 認定こども園 洛北幼児園の保育理念・保育方針

保育理念・すべては子どものために ～みんなで育つ豊かな心～

保育方針・元気でたくましく思いやりのある子どもに育てる。

- ・ 基本的な生活習慣を身につける。
- ・ 共同と自立の芽生えを培い、体験、表現を豊かにする。
- ・ 自然・環境づくりに気をくばり、感動する子どもに育てる。
- ・ 健康及び安全に配慮する。
- ・ 地域の人々と共に子育てを支援する環境づくりに努める。

2. 保育目標

- ① 一人一人の発育に応じた健やかな成長を促す。
- ② 子どもの発育状況や家庭環境を把握し、情緒の安定を図る。
- ③ 明るく衛生的な保育環境の下、子どもが安心安定して過ごせる空間を準備、用意する。
- ④ 人との関わりの中で互いの信頼関係を育む。
- ⑤ 主体的かつ肯定的で心身ともに健康な状態を養う。
- ⑥ 生活の中で、協調性を学び、またそれを養う。
- ⑦ 人との関わりの中で困難を乗り越え、生きる力を養う。
- ⑧ 実体験を通じ、自然や科学、芸術に興味を持ち、旺盛な好奇心や豊かな感性を養う。またその機会の提供を広く行う。

3. 保育テーマ

子ども達の様子を見ながら、必要に応じて年度ごとに見直していくものとする。

今年度の保育テーマは、『明日も！』とした。

園生活の中で様々な事に好奇心を持ち、どんなことにも意欲的に挑戦し、今を思いきり楽しむ中で、「もっとしたい、もっと遊びたい、もっと一緒にいたい」という期待感を持てるような子どもの育成やそのための環境を作っていきたい。そんな思いを今年度の保育テーマに表した。

4. 目指す子ども像 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を見据えて

3か月～おおむね
6か月まで

- ・保健的で安全な環境の下で気持ちよく安心して過ごす。
- ・一人一人に応じて授乳を行い、離乳を進めて発育・発達を促す。
- ・一人一人の生活リズムを重視して、食欲、睡眠、排泄などの生理的欲求を満たし、生命の保持と生活の安定を図る。
- ・寝返りや腹這いなど運動的な活動を促す。
- ・特定の大人とのあたたかいふれあいの中で情緒の安定を図る。
- ・特定の大人との関係の中で、発声に応答しながら喃語を育む。

おおむね 6 か月
～1才3ヵ月

- ・気持ちよく安心して過ごす。
- ・さまざまな感情を表現する。
- ・人見知りが激しくなるが、この気持ちを受け入れ、特定の大人との関係の中で情緒の安定を図る。
- ・健康的な生活リズムで過ごす。
- ・探索活動を十分に作る。
- ・十分に遊ぶ中で、座る、ほう、伝い歩き、立つ、歩くなど全身の運動機能の発達を促す。
- ・つまむ、はがす、引っ張るなど指先の機能の発達を促す。
- ・大人との関わりの中で自分の意思や欲求を言葉や身振りで伝えようとする。

おおむね
1才3ヶ月～2才

- ・大人との安定した関係の下で、生活に必要な食事、衣服の着脱、排泄など基本的な習慣を身につけようとする。
- ・生活や遊びの中で、大人とのやりとりを楽しむ。
- ・戸内外で遊ぶことを楽しみ、体を十分に動かす。
- ・離乳食から幼児食へと移行する。
- ・指先を使う遊びや探索活動をする。
- ・絵本に親しみ、読んでもらうことを喜ぶ。
- ・自然物を見たり、触れたりして興味を持つ。

おおむね 2～3才

- ・大人との安定した関係の下で、生活に必要な食事、着脱、排泄、睡眠、清潔など基本的な習慣を自分からしようとする。
- ・周囲の身近な大人や友達、自然などの環境に、自ら関わり、興味や関心を持つ。

3 才児

- ・生活や遊びの中で、要求を言葉で表現するようになる。
 - ・自己主張を受けとめられながら気持ちを安定させる。
 - ・大人と一緒に簡単な模倣やごっこ遊びを展開させ、繰り返す中で言葉のやり取りを楽しむ。
 - ・戸外で遊ぶことを楽しみ、体を十分に動かす。水、土、砂などに触れて遊ぶ。
 - ・指先を使う玩具を動かす、並べるなど集中して遊ぶ。
 - ・絵本やお話を十分楽しみ、イメージをふくらませる。
-
- ・生活の流れがわかり、援助されながら身のまわりのことを自分でやろうとする。
 - ・日常生活に必要なことばが分かり人との会話を楽しむ。
 - ・砂や泥、水遊びなどを楽しみ、感触を味わう。
 - ・体を動かして十分に遊び、心地よさを感じる。
 - ・気の合う友達を見つけ、一緒に楽しむ。
 - ・友達と関わったり、触れ合ったりしながら同じ場で遊ぶ楽しさを知る。
 - ・季節ごとの変化に気づき、身近な自然に興味や関心を持つ。
 - ・想像力が豊かになり、あそびを広げる。

4 才児

- ・自分のことは自分でやろうとし、一通りできるようになる。
- ・安心できる環境の中で友達と積極的に関わる。
- ・自分のして欲しいこと、自分のしたいことを見つけ、友達や保育者に思いを伝える。
- ・いろいろな材料に興味をもち、描いたり作ったりすることを楽しむ。また思ったことや考えたことを少しずつ表現するようになる。
- ・季節の変化に応じて、自然と触れ合い、興味を持ち見たり考える中で心を動かされる。
- ・自分のものと人のもの、共同のものとの区別気づき大切にしようとする。
- ・友達と共通の目的を持ち、一緒に試し、工夫して遊ぶ楽しさを知る。

5才児

- ・生活に必要なルールを守ることの大切さを知る。
 - ・遊びや生活を通じて文字や数、量や大きさなど、さまざまな事に気づき興味を持つ。
 - ・クラスの中で、お当番などの役割を意欲的にする気持ちを持つ。
 - ・全身のバランスを取る能力が発達し、体の動きが巧みになる。
 - ・いろいろな思いを経験しながら他者の思いに気づく。
-
- ・年長になった喜びや、自信を感じ、意欲的に活動するようになる。
 - ・小さい子への気遣いをするようになり、いたわりや思いやりの気持ちをもってかかわる。
 - ・友達の姿を見て、自分もやってみようと挑戦し、自分の活動に取り入れる。
 - ・基本的な生活習慣を確立する。
 - ・体験したことをさまざまな方法で表現することを楽しむ。
 - ・遊びや生活の中でルールの必要性を知り、自分たちで決まりを作る。
 - ・共通の課題に向かって友達と考え、積極的に取り組み、自分の役割を果たし、自信と達成感、満足感をもつ。
 - ・生命の不思議さや、尊さに気づき、身近な動植物へ接する。
 - ・生活や活動を通して友達を互いに認め合うことの大切さを感じる。
 - ・文字、数、言葉、時間などへ興味と関心を持ち、それらを使った遊びを楽しむ。
 - ・様々な活動を通して自分の成長を感じ、周囲の人たちに感謝の気持ちを表現する。
 - ・仲間の中のひとりとしての自覚が生まれ、自分への自信と友達の親しみや信頼感を高める。
 - ・身体的な成熟と機能の発達に加え、年長として自覚や誇りを持つ。

認定こども園 洛北幼児園 全体的な保育計画

(2部)

令和6年度

<目次>

全体的な保育計画(2部)

1. 認定こども園 洛北幼児園の現状と課題

- (1) 年度概要
- (2) 地域の概況
- (3) 地域の課題
- (4) 認定こども園 洛北幼児園の概況
- (5) 認定こども園 洛北幼児園の課題
- (6) 入所児の状況と課題
- (7) 保護者の状況と課題

2. 認定こども園 洛北幼児園の具体的計画と取り組み

- (1) 保育所保育の取り組み
- (2) 地域における子育て支援の取り組み
- (3) 職員の資質向上の取組

1. 認定こども園 洛北幼稚園の現状と課題

(1) 年度概要

令和6年は1月1日の能登半島地震をはじめ、各地で観測史上一番となる大雨被害が発生するなど、自然災害の脅威を改めて感じる出来事が多い。日々の生活や保育、避難訓練などを通して、有事の際に子どもの命を守る選択ができるよう個々の危機意識を高めていく必要性を感じる。また、京都市政では門川大作市長が4期16年の任期を満了し、新たに松井孝治氏が市長に就任した。今後の市政の変化に注視しながら運営の舵取りを行っていききたい。

洛北幼稚園が保育所型認定こども園に移行し、1年が経った。以前から移行に向けた準備を進めてきた事もあり、園生活や運営面での大きな影響は出ていない。今後とも保育の質の維持、向上を目指しながら安定した運営基盤を築いていききたい。

昨年度5月に新型コロナウイルスの感染症法の位置付けが5類に引き下げられたことを受け、以前の生活や保育活動が戻ってきている。コロナ過を過ごしてきた子どもの姿としては、体幹や運動機能の低下、経験不足を強く感じる。園での生活や活動だけでなく家庭と連携しながら子どもの発達、家庭での養育力を促していききたい。

(2) 地域の概況

元町小学区内に属し、東に鴨川、西に堀川通り、北に北山通り、新町通商店街に面する保育所であり、敷地は第一種低層住宅専用地域と商業地域にまたがる。最寄駅は市営地下鉄・北大路駅で徒歩約10分の距離にある。元町小学校とは北山新町の交差点を斜交いに隔てた位置関係にあり、歴史的にも交流が盛んで卒園児も多く、関係は深い。

近年、入所児童は元町学区居住者に留まらない。北区及び左京区ほか多くの学区から集まり、卒園後は、それぞれの住居学区の小学校へ入学していく。

街中の保育所と言う事もあり敷地面積は限られているが、周辺の地形は平坦で地勾配は少ない。徒歩圏内に数個の児童公園があり、鴨川の河川敷や植物園が近いと言った地理的特徴を持つ。

周辺半径1km以内に3つの保育所(紫野保育園, のぞみ保育園, 上総幼稚園)と2つのこども園(上賀茂こども園, 紫野こども園)と3つの幼稚園(桃林幼稚園, 紫明幼稚園, 明幼稚園)が点在する。

(3) 地域の課題

新町商店街に面しているものの、通り以外の周辺は閑静な住宅街である。昔からの住民が住む一軒家が多く、マンションやアパートなどの集合住宅は、比較的少ない地域である。一方で住民の高齢化がすすみ、最近では空き家が散見され、家屋の建て替え工事も複数個所で行われている。学区内の子どもの数は決して多いとは言えず、元町小学校は全学年、単級で運営されている。

周囲は複数の児童公園、植物園、鴨川などに囲まれている一方、森林や小川などの自然には乏しく、殆どの道路が舗装されており、都市型住宅街と言える。

近年、京都市内の地価上昇に伴い住宅供給価格も上昇し、子育て世帯の宇治、大津、亀岡等への市外流出が京都市の課題であり、北区も例に漏れない。毎年のように転勤や引っ越しを理由とした退園があり継続課題と言えるが、令和5年度は近年では珍しく退園者はいなかった。

(4) 認定こども園 洛北幼稚園の概況

昭和28年保育所として認可。京都市から認定を受け令和5年認定こども園に移行。創設71年となる。平成4年7月24日社会福祉法人化。基本財産として土地実測値702.11㎡(令和3年3月登記済：令和2年度に接する全ての隣地との境界確定作業を行った)、建築面積443.07㎡、床面積906.11㎡を持つ。

保育時間：保育短時間認定の場合、A. 9:00～17:00。B. 8:30～16:30。

保育標準時間認定の場合、7:30～18:30までの範囲内で保育を必要とする時間となる。但し、保育標準時間認定に係る支給認定証を京都市から交付されている方の場合に限る。なお、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、時間外保育として7:30～9:00、16:30～18:30。

教育時間及び預かり時間：教育時間は平日(長期休暇期間を除く)の9:00～14:30。

7:30～18:30までの教育時間以外、重要事項説明書記載の長期休暇期間、土曜日については預かり時間となる。

定員数：92名(内2名は1号認定児)。待機児童解消のための弾力化政策を児童福祉法に定められる最低基準を満たす範囲を限度に定員外児童として公的に措置される。

一時預かり事業：5名程度(一日)で想定し運営。

子育て支援基幹ステーション事業：子育て相談、子育て講座、地域交流型行事など。

(5) 認定こども園 洛北幼児園の課題

・施設設備面

認定こども園 洛北幼児園は創立 71 年の認定こども園である。戦前の幼稚園時代より 70 年以上経た旧園舎を耐震性能を確保する目的で建替え、平成 27 年 10 月に新園舎が竣工した。鉄筋コンクリート造りの新耐震基準を満たす建物である。その構成は 7 つの保育室、活動ホール、子ども用手洗い、調乳配膳室、事務室、会議室、相談室、物置、シャワースペース、簡易プール（屋上）などからなる。南側の別棟には、調理室、ランチルーム、園庭（屋上）がある。

保育室はエアコン、床暖房、空気清浄機を完備する。ロガー機能付きのオートロック設備、施設内 LAN、情報共有のためのサーバー、ネットワークカメラを設置し、データを記録する。保育用具や、教材、記録物、有事の際の緊急避難品などを収納するスペースを設け、限られた敷地の有効利用を心がけている。

なお、令和 2 年度に、近隣と協議の上、フェンスの再構築を行った事で、園が所有するブロック塀について全て撤去した。敷地最北部分に隣地事業所所有のブロック塀が残り、普段は子どもが侵入する場所ではなく緊急性は低いと言えるものの、今後も所有者と話し合いを継続していく。

保育に関して、地域の資産を含めた施設・設備の有効活用が求められる。

・ロケーションや送迎について

最寄り駅は北大路駅で徒歩約 10 分。最寄りバス停は元町で徒歩約 1 分。また、上堀川からは徒歩約 3 分。近くには北山通があり、新町商店街に面していることもあり、比較的車の通行量が多い場所である。保護者の送迎は、自転車や徒歩と、自動車での送迎とに分かれ、その比率は概ね半数程度と言える。自動車の駐車については通学路線でもあり、駐車マナーについての啓発を保護者に対し適時行っている。また交通量が多い点において、郊外の保育園以上に子どもたちに交通ルールを教え守るなどの指導が必要である。戸外活動時、多くの交差点を通るため、安全保育の徹底が求められる。

・保護者の交流について

早朝から夕方の保育標準時間認定の在園児と、保育短時間認定の在園児とで、送迎時間に差がある。結果的に保護者同士の交流が限定されてしまう。生活時間の異なる保護者同士が交流する機会を作って欲しいとの要望が出ることもあり、年 2 回のクラス懇談会の場を設ける。

- ・よりよい保育の理解について

未就園児を持つ地域の保護者にとって敷居を跨ぐ勇気を出せない保護者もいるように見受けられる。そのような利用希望者に対し、施設をよりよく理解して貰い、門戸を広げる活動が求められる。園庭開放行事である『にこにこガーデン』を通じて地域に開かれた保育所を展開する。

- ・地域の子育て力支援について

現在、学区の社会福祉協議会や、民生・児童委員の方々とも協力しながら、共催イベントの開催、区内の子どもを対象とした遊びの広場への保育士派遣、出前保育、小学校への特別授業などを行っている。保育所機能の拡大によるサービスの提供を広げるのみでなく、保護者と地域の子育て力を高める工夫、取り組みができないか。それぞれの具体的方策が課題となる。

(6) 入所児の状況と課題

① 児童数の推移

| 年齢 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----|------|------|------|-------|-------|
| 0 | 6 | 6 | 5 | 4 | 5 |
| 1 | 12 | 13 | 15 | 15 | 14 |
| 2 | 17 | 17 | 18 | 17 | 17 |
| 3 | 20 | 17 | 17 | 17 | 19 |
| 4 | 21 | 20 | 15 | 18 | 18 |
| 5 | 19 | 19 | 17 | 16 | 19 |
| 合計 | 95 | 92 | 87 | 87 | 92 |

令和6年4月1日現在

昨年度のように定員割れすることなくスタートを切れた。一方、少子化や働き方の変化に伴う育児休暇の長期化等により、主に0歳児を中心とした乳児の入園希望者数が全市的に減少している事が危惧される。受け入れ人数について、過去平成31年度には「年度による預かり児童の偏り」が続いたため複数年度にわたり是正を行った経緯もあり、継続的で安定したクラス運営のためにも丁寧に対応する必要がある。

受入に関し、少子化と、北区内の受入数増、小規模園の増加、幼稚園の預かり保育の増加、また保育士確保の難しさなど、複数要因が重なり、今後の保育所運営のバランスを取った舵取りが求められる。

② しょうがいのある子どもの状況

認定を平成25年度から京都市による認定幅が広がったことにより、療育手帳を持っている、体のハンデがあるなどが基準となっていたそれ以外の子どもも認定の対象となった。認定は専門の心理士による。その結果、他人とのコミュニケーション力や見通し力、年齢を加味した体の成長と心のバランスなども考慮し、子ども本人が生活の中で困っているケースなども認定対象となっている。加配対象の児童に対しては、個別の月案を作成し情報共有に努めている。

また認定を受けていない子の中にも、生活の中での見通し力が弱い子、同年齢の友達との関わりが難しい子、集中力に欠け落ち着けない子、言葉掛けだけでは理解が難しく絵カードや写真を使った視覚支援が必要な子などがいる。そういった子どもは、往々にして保育者と一対一の対応が必要である。

子どものしょうがいについて、保護者の感覚では『障害』を連想しがちで、レッテルを貼られるかのような先入観と抵抗があるのは十分理解できる反面、生活の中で見通しを持たない、自分の意思を他人に上手く伝えられないなどの実情が多く見受けられる。放置すれば後々、心身の成長に継続的影響を及ぼしかねず、今子どもが困っている要因を少しでも取り除く、軽減する手立てが子どもに必要なとの理解を保護者と共有しながら保育する重要性を感じており、当園でのしょうがい児保育の課題と言える。

③ アレルギー児の状況

アレルギー児の状況

(在園児 92人)

認定こども園

洛北幼児園

| アレルゲン | 合計 | 0才 | 1才 | 2才 | 3才 | 4才 | 5才 |
|-------|----|----|----|----|----|----|----|
| 人数 | 6 | | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 卵 | 2 | | 1 | 1 | | | |
| 牛乳 | | | | | | | |
| くるみ | 3 | | | | 1 | 1 | 1 |
| キウイ | 1 | | 1 | | | | |
| ナッツ | | | | | | | |

令和6年4月1日現在

平成25年度18種類ものアレルゲンを除去し給食を提供してきたが、除去食は個別対応となることから保護者との確認、食材の発注から出欠確認、食材の変更や調理器具・食器類の洗浄消毒の煩雑さとリスクの高さ等を考慮して当園でできる調理業務の限界と判断し、アレルギーの専門医、京都市子ども若者はぐくみ局の管理栄養士及び京都市保育園連盟の管理栄養士らとも相談の上、除去食は乳・卵のみの除去とすることに平成26年度より変更した。

アレルギーについては平成25年度の18種類から大幅に減ったが、依然として除去食が必要な子どもはいる。

アナフィラキシーショックのリスクまである子は限定されているが、肌が赤くなる、発疹が出るなど比較的軽度な食べ物アレルギーを持つ子どもが散見される。

一時預かりでは、不特定の子どもの出入りがあるため、アレルギー対応食の確認が欠かせない。

今年度、極端にアレルギー児が多いとは感じられないものの、個別にアレルギーが異なること、子どもによってはアレルギーの種類が多いことなどから調理業務の負担は軽くなく、また担任も間違った給食を提供しないよう配膳時、注意・工夫が要る。特に日常的に登園しない一時保育の子どもの除去食は保護者・担任・調理の三者と連携、伝達が不可欠であり、細心の注意を要する。

また食べ物アレルギーだけでなく、アトピーや花粉症などの症状を訴える子どもも少なからずいる。

④ 在園児時間毎推移数

| 登園降園時間 | 合計 | 0才 | 1才 | 2才 | 3才 | 4才 | 5才 |
|---------------|----|----|----|----|----|----|----|
| 7:30 ～ 8:00 | 38 | 3 | 6 | 6 | 4 | 11 | 8 |
| 8:00 ～ 8:30 | 27 | | 4 | 6 | 8 | 3 | 6 |
| 8:30 ～ 9:00 | 17 | 1 | 3 | 4 | 4 | 2 | 3 |
| 9:00 ～ 9:30 | 10 | 1 | 1 | 1 | 3 | 2 | 2 |
| 15:30 ～ 16:30 | 6 | 1 | 1 | 1 | | 2 | 1 |
| 16:30 ～ 17:00 | 19 | 1 | 3 | 2 | 5 | 6 | 2 |
| 17:00 ～ 17:30 | 24 | | 7 | 4 | 5 | 1 | 7 |
| 17:30 ～ 18:00 | 13 | 1 | 1 | 5 | 1 | 1 | 4 |
| 18:00 ～ 18:30 | 30 | 2 | 2 | 5 | 8 | 8 | 5 |

令和6年4月1日現在

保育時間は、標準時間と短時間があり、保護者はどちらかの認定を京都市からうける。標準時間認定をうける家庭が92.4%(令和6年4月現在)あり、長時間保育の子どもが高止まり傾向にある。保育内容は、活動と休息のバランスを取りながら、子どもの生活に無理が生じないように努める必要がある。

朝夕の子ども数が年々増加しているため、勤務シフトを多様化させ対応している。職員が揃っていない時間の保育方法は毎年の課題である。

家族間で協力し合い、必要最低限の保育時間申請をしている家庭がほとんど

だが、それでも保護者の就労時間が長いため、長時間保育(9時間以上)を希望する家庭が多い(84%)。子どもの育ち目線での子育て世代の働き方を社会全体で見直していけるように働きかけていく必要性を感じる。

⑤ 居住小学校区

在園児居住小学校区

認定こども園 洛北幼児園

| 年齢 | 合計 | 0才 | 1才 | 2才 | 3才 | 4才 | 5才 |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| 合計 | 92 | | | | | | |
| 元町 | 17 | | | | | | |
| 上賀茂 | 19 | | | | | | |
| 紫竹 | 14 | | | | | | |
| 鳳徳 | 14 | | | | | | |
| 紫明 | 3 | | | | | | |
| 待鳳 | 5 | | | | | | |
| 大宮 | 6 | | | | | | |
| 紫野 | 1 | | | | | | |
| 柊野 | 7 | | | | | | |
| 葵 | 3 | | | | | | |
| 松ヶ崎 | 3 | | | | | | |

令和6年4月1日現在(才児別は消しています)

元町小学校区内に唯一ある保育園であり元町小学校区在住の子どもが多いが、それでも全体では18.4%に留まる。11の学校区から92名の子どもが通い、その内93.5%が北区在住、6.5%が左京区在住、と言うのが認定こども園 洛北幼児園、在園児居住地区別の特徴である。

居住小学校区について、卒園する児童の殆んどが元町小学校に進む時代もあったが、通う保育園を希望できる現在、居住小学校区の偏りは昔ほどではない。元町小学校区の子どもの減ったと同時に他校区から通園する児童の割合が増えたと言える。主には元町小学校をはじめ、上賀茂、紫竹、鳳徳だが、待鳳学区、紫明学区、大宮学区、柊野学区にも継続的な利用者が存在する。また近年、松ヶ崎学区や下鴨学区など他行政区から通園する様子が伺える。通園する子が多校区化したことで目立った課題と言うのは見当たらない。知っている子が少ない小学校に進むのに子どもが対応できるような配慮が求められる。

⑥ 保育所での子どもの状況

世帯数 70。きょうだいで入所している世帯数が 16 の状況(令和6年4月1日現在)。卒園したきょうだいから継続的に利用している世帯や、出産予定や下のきょうだいの入所を待っている家庭も多い。世代を超えて利用している家庭もあり、当保育園に期待する地域の保護者の様子がうかがえる。

平成19年度より担当制や、コーナー保育を取り入れた事で、保育室がより家庭的な雰囲気に近づき、子どもが特定の保育者に対し信頼を寄せ、落ち着いてきたようにも感じる。3才児以上の幼児保育について、令和4年度よりそれまでの縦割り保育から横割り保育となる。背景に、京都市の行財政改革計画を受けた保育予算の削減がある。また全国的な保育士不足も要因に挙げられる。情緒の安定や発達を担保する目的で、異年齢交流を引き続き行っていく。

また、特定の遊びしかできない、人の話の理解が難しい、年齢の割に幼い、同年齢の子どもとの関わりが難しい子などもおり、継続的課題と言える。

年齢別一人っ子率

| | 0,1才 | 2才 | 3才 | 4才 | 5才 | 合計 |
|----------|------|------|------|------|------|------|
| 在園数 | 19 | 17 | 19 | 18 | 19 | 92 |
| 一人っ子数 | 6 | 6 | 8 | 4 | 3 | 27 |
| 一人っ子率 | 31% | 35% | 42% | 22% | 15% | 29% |
| 平均きょうだい数 | 2.0人 | 2.2人 | 1.6人 | 1.8人 | 2.0人 | 1.9人 |

令和6年4月1日現在

(7) 保護者の状況と課題

① 世帯数と就労数

世帯数と就労率

| | | |
|--------|----------|------|
| 児童数 | | 92 |
| 世帯数 | 総数 | 70 |
| | きょうだい家庭数 | — |
| | 父子 | — |
| | 母子 | — |
| 父就労数/率 | | 100% |
| 母就労数/率 | | 98% |

令和6年4月1日現在

② 保護者の職業の状況

| 職業 | 家庭数 | |
|-------|-----|----|
| | 父 | 母 |
| 公務員 | — | — |
| 会社員 | — | — |
| 自営業 | — | — |
| 家族従事者 | — | — |
| 介護 | — | — |
| パート | — | — |
| 休職中 | — | — |
| 疾病・療養 | — | — |
| 無職・学生 | — | — |
| 合計 | 66 | 70 |

令和6年4月1日現在

就業率は、父が100%、母が98%になっている。勤務先、就業時間の多様化も関係してか、長時間保育の申請が増加傾向にある。一方、実際の申請された保育時間より、送迎時間が朝夕とも遅れる傾向にある。子どもの生活リズムの安定や設定保育の開始時刻にまで影響が出かねず状況を注視している。早朝深夜勤務世帯より、日中勤務世帯が多い。

③ 保護者会組織の状況

「家庭と幼児園とが協力してよりよい幼児園をつくり、
園児の幸せを増すことを目的とする。」

と掲げ、在園児童の保護者で構成される。またその中から年度ごとに各クラスから会長、副会長、庶務、会計、会計監査の5名の役職が選出される。

④ 保護者の生活状況や育児の状況

祖父母と一緒に暮らす、或いは祖父母が近くに住んでいる家庭も多いが、祖父母の就労や傷病等により子育てにおいて協力を得にくい家庭も見受けられる。子どもたちが登園してくる時間帯には幅があるが、7:30~8:00の早い時間帯が最も多い。9:30を回る子も散見される。

家での様子では「食べ物の好き嫌が多い」「生活リズムが取りにくい」などの声をよく聞く一方、親が子どもの言う通りにしてしまう、身のまわりのことを親がする、子どもが夜遅くまで起きている様子もうかがえる。また幼児になってくるとピアノ、スイミング、英会話などの習い事に行くなど、子どもに大

きな期待を寄せている様子もうかがえる。

⑤ 状況から見えてくる課題

成長の結果を求めるあまり、過程が疎かになってしまう様子が保護者に見受けられる。乳幼児期に大切な生活力や情緒の安定、体作りなどを園と家庭で確認、共有し、より良い子どもの育ちへと繋げていく事が課題となる。

一方、少子化の影響で、同じ悩みを抱える親同士がコミュニケーションを取る場が限られている実態もあり、一方通行の「親指導」を行うだけでは十分とせず、コミュニケーションを取れる機会や、場の提供が求められている。

2. 認定こども園 洛北幼児園の具体的計画と取り組み

(1) 認定こども園の保育及び教育に関する取り組み

① 保育及び教育の内容に関する取り組み

保育方針を示し、その根拠となる全体的な保育計画を編成する。

全体的な保育計画を基に年間の指導計画を作成し、それに沿うよう月案、週案、日案を立て職員全員が一体となり、一貫し、見通しを持てる保育を行う。

今年度は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけの変更を受け保育環境が変化していくと予想される。状況を踏まえた上で、柔軟な対応を行い、子どもの育ちを保障できるよう取り組んでいく。

② 保護者支援に関する取り組み

・ 面談, 通信等

在園児に限らず、地域の保護者に対して電話や面談、連絡帳を利用するなど子育て相談の受付や情報交換を行う。また他の専門機関との連携を図る。

・ 保護者会のつながり

保護者会から申し出があれば、保育室等、場所の提供やイベントの共催、物品の購入などに対し検討の上、妥当であれば協力する。

③ 地域関係機関との連携の取り組み

・ 小学校との連携(23 項参照)

・ その他関係機関との連携(23 項参照)

④ 食育活動への取り組み

・ HACCP の考えを取り入れた衛生管理計画の取り組み

・ 子どもが健康に発育していく基礎となる食への取り組みを通じた子育て支援

を行う。

- ・ 摂取すべき栄養量や栄養素の働き、栄養バランスに配慮しながら、食事の大切さを伝える。また伝統的な献立、食材及びその種類などを紹介する。
- ・ 衛生面に留意しつつ食事の雰囲気を含めみんなで頂く楽しさやマナーを伝え、給食を通じ生産者や小売店などの関係者、そして家族に感謝の気持ちを持つ。様々な活動を通じ、子どもだけでなく、親も含めて食への興味・関心を高め、食の大切さを伝える。

⑤ 危機管理の取り組み

- ・ 安全対策マニュアルの更新、設置
安全対策マニュアルを参照

- ・ 安全計画の作成、設置
安全計画を参照

- ・ 自然災害

地理的、地形的条件から起こりうる災害は、地震や大雨による洪水を想定している。職員は有事の際の対応方法・役割について把握を行い、状況に応じて決定された避難場所へ子ども達を誘導する事を想定し、保護者に連絡先の確認と連絡方法の確立を行う。

- ・ 火災

日々火元の点検を確実にを行い、燃えやすいものを屋外に放置しないなど、防火に努める。定期的な避難訓練を行い、各自の役割と、子どもの避難誘導の確認を行う。また、年に一回、消防署立会の下、避難訓練を行う。

毎年度、職員による自衛消防隊を組織し、消防計画を作成する。

消防設備は法定点検とメンテナンスを行い、職員はその使用方法についても熟知すること。自衛消防隊により、連絡、通報を確実にかつ正確に行う。

- ・ 避難訓練

年度当初に月ごとのテーマを計画し、毎月1回の避難訓練、消火訓練を行い、年1回の消防署立会の避難訓練を行う。形骸化しないよう、隣家の火事や、ガラスの飛散、避難経路の分断、早朝の時間帯、管理責任者不在時など、実際に起こり得る被害状況を想定しながら避難訓練を行う。平成28年度からは、断水訓練や、停電訓練も行い、どのようなことが起こるのか確認を行う。

- ・ 救護活動

病状急変等、園児に緊急事態が発生した場合。保護者へ連絡の上、医療機関を確認し、搬送先を決定する。保護者と連絡がつかないケースでは、入園時、保護者と取り交わした個別決定事項に記載されている医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行い医師の判断を仰ぐ。

子どもは勿論のこと、保護者、職員などに急患や怪我人が発生した場合、速やかに消防救急隊、医療機関に連絡を取り指示を仰ぐ。またこの際、人命、病人・けが人の治療を最優先とする。

職員は、消防署など専門機関による救命講習を年に1回程度受講するよう努める。

なお平成23年度より自動体外式除細動器(AED)を1台設置している。

- ・ 防犯

開所時間中は、平成27年度よりICカードを導入し、防犯カメラ、カメラ付きインターホンなどを活用、また声かけなどによる抑止力を働かせるなど、不審者の侵入を未然に防ぐ最大限の手だてを講じる。夜間においても、最後に退園する職員は戸締りを確実にし、防犯ガラス、セキュリティシステム、防犯ライトの点灯など設備の資源を最大限活用し、防犯に努める。

- ・ 安全活動

認定こども園 洛北幼児園は新町商店街に面し、対向四車線の府道とその交差点が近くにあり、周囲は比較的交通量が多いと言う地理的条件にある。

テーマを決めた11回/年の安全防犯活動を行う。

不測の事故や事件に巻き込まれるリスクを少しでも回避して、子どもたちが「自分の身は自分で守る」力を身につけるのを目的として安全活動に積極的に取り組む。また、ルールを知り、ルールを守る、と言った指導を通じて基本的倫理観を養う。

- ・ 個人情報の取り扱い

子どもの成長の記録、保護者を含めた個人情報の取り扱いに十分注意し、個人情報外部に流出し、悪用されるのを未然に防ぐ。また個人情報の保管場所は鍵のかかる棚に保管するものとする。個人情報の意識アンケートを入所時、或いは適時行う。作品展や、写真展など、子どもの名前、顔や作る作品などの肖像権にも配慮し、外部に出す場合は必ず保護者に了解を得る。

また入園時、保護者に認定こども園 洛北幼稚園重要事項説明書、個別決定事項を配布の上、同意を得た上で、個人情報使用について同意書を取り交わす。

個人情報使用同意書記載内容

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

(2) 地域における子育て支援の取り組み

① 基本的な考え方

都市部では、核家族化の進行、プライバシーの尊重、価値観や生活様式の多様化などにより、地域内での結びつきの強さが昔ほど強くなってきている。また晩婚化や、経済的な事情などの背景から少子化が進み、地域内での子どもの数が減少し、子育てに関する情報交換の場も少なくなってきている。相互扶助の自然な営みが弱くなり、地域の子育て力が低下してきていると言える。地域の交流拠点となりえないか、と言う観点から認定こども園に期待される役割は多面的になってきている。子育て相談や、保護者のみならず地域の人たちの交流、情報交換、情報発信などの機会や場の提供を行い、地域の継ぎ手としての役割を持ち、ひいては地域での子育て支援に結びつけていきたい。

② 具体的取組

・ 子育て支援基幹ステーション事業

核家族化が進み、隣人同士の付き合いが希薄化し、地域の子育て力の低下が指摘されるようになり久しい。保育所が持つ可能性の一つとして地域の交流拠点としての役割を担う目的で子育てステーション事業に取り組む。在園児とその保護者に限定しない参加交流型のイベントを企画する。また情報交換の場の提供、子育て講座等イベントの開催などを行う。

- ・ 子育て相談
子育てに悩む保護者等の子育てについての相談を行う。まずは相談者の話を聞き、客観的な状況の理解に務める。信頼関係が構築できるよう誠意を持った対応を目指し、その悩みの本質的原因が何かを相談者自身で考え、明らかにし、そして見通しをもって解決できるような支援を行う。
- ・ 一時預かり事業
入所を希望する待機児童、保護者の家庭的事情や、緊急性が高く保育に欠ける子ども、私的理由で臨時的な保育を希望する保護者の子どもを一時的に保育する。どの利用理由においても子どもの最善の利益を優先するものとする。傾向として私的利用や出産のための一時的利用が多い。乳児異年齢で保育を行うにあたり、十分な安全性を確保するために、受け入れ開始時期を満1歳とする。
- ・ 機関紙の休刊
平成11年度より機関紙「ゆりかもめ」年3回の発行。地域の子育て支援や地域交流を目的として保育所情報の発信、子育て情報の提供などを合計66号まで行ってきた。但し、令和2年度の2回発行を最後に休刊としている。初版時より二十余年を経て保育所事業を取り巻く環境に大きな変化を感じている。子育て支援や地域貢献の役割が増大している現状を鑑みて、保育所が持つ限られたリソースをより効率的・効果的な他の事業に割り当て、地域向け子育て支援を紙ベースに頼らない方法を模索する。

③ 地域の関係機関との連携

- ・ 北区こどもはぐくみ室
地域や在園の子どもたちの実情やニーズを把握しながら、保育を必要とする子どもたちの相談の窓口として連携を図る。
在園児の健康や発育状況が良好なものとなるよう、定期健診や、病気や怪我の予防法などの情報を保護者に周知する。また園での対応が困難な事案が発生した場合などに、連絡し協力、判断を仰ぐなどの連携を取る。
- ・ 小児科及び歯科など嘱託医・産業医
年間計画に織り込んだ定期的な健康診断や検診を行い、病気の予防、或いは早期発見に努める。年齢や季節に応じた健康管理方法や、新しい情報などについて医師から助言を得る。また指導・助言については可能な限り保護者にも周知するよう努める。

子どもの発育に関して専門的な助言が必要な際は連絡を取って指導を仰ぐ。労働安全衛生法に基づき、職員の健康を増進する目的で定期健診の受診、保健指導を仰ぐ。

- ・ 支援センター(児童家庭支援センター)
保護者等から相談を受けた場合、在園児のみでなく、地域の子どもたちのさまざまな問題について、相談、連絡の窓口として連携を図る。
- ・ 児童相談所
子どもの発達について専門的な指導を仰ぐ必要が認められる場合や、子どもが虐待を受けている疑いがある場合、相談・連絡・通報などの連携を行う。この場合、子どもの利益が損なわれないよう最大限の配慮を怠らない。
- ・ 小学校
京都市架け橋プログラムに基づき、小学校との交流、連携を深めていく。また、園長や主幹教諭、年長児担任が子どもの様子や課題点を近隣小学校と共有し、保育計画を適時見直していく。
在園児が就学するにあたりスムーズで的確な申し送りができるよう、就学先小学校と連携を図り『京都市保育所児童保育要録』や市教育委員会からの求めに応じ保護者と協働した『就学支援シート』を作成する。
- ・ 中学校
中学生チャレンジ体験の受入れを通じて、生徒と在園児の交流の機会を設けるよう務める。
- ・ 警察署、消防署
防犯・安全・防火・防災・減災の観点から連携をとり、情報の共有をはかる。

(3) 職員の資質向上の取組

① 基本的な考え方

認定こども園 洛北幼児園勤務の職員である前に、個々の職員が一社会人として常に見識を広げ、基本に忠実、良識的で、言動に責任を取れるよう留意しつつ心身とも健全である努力を惜しまない。また子どもと関わる職域に属する専門職としての役割に自覚と誇りを持ち、向上心と好奇心を失うことなく、その研鑽に日々務める。職員も子どもたちと共に、常に発達・成長する考えに依るものである。互いに敬意と尊敬の念を持ち、励まし、協力、協調しながらよりよい保育と職場環境を目指すものとする。

② 研修

(ア) 自己研鑽

職員は各自、保育所で働くことに責任を持ち、現状に甘んじることなく自分自身の課題の発見に努め、分析と検証に基づく客観的で冷静な自己評価を行う。また専門職としての自覚を持つ。

(イ) 職務・職能，キャリアパス

職位に応じた責任を確認し、業務を全うする意識を持って、職務職能に応じた研修計画を立て、実践すること。

(ウ) 職場内研修

- ・ 子ども達を保育する同じ職場の仲間として互いに気遣い連帯感を持つ
- ・ 行事や保育の取組みに関する伝達や情報交換を行う
- ・ 保育目標や、保育の課題における共通理解と協力体制を作る
- ・ 在園児情報の共有、共通した認識を持つ
- ・ 保育所内で職員が一体となり共働しながら一貫した保育を行う
- ・ 園外研修の報告を行い、職員全員が研修内容について共有できるよう努める

(エ) その他の研修

催される園外のような研修会または、交流会などに、可能な範囲で自主的な参加を推奨する。また保育所運営に支障の無い範囲でこれを支援する。

ここで言う研修会の主催者は、京都市、市保育園連盟、全国私立保育園連盟、日本保育協会、全国社会福祉協議会、市社会福祉協議会、北区園長会、全国保育士会、市保育士会、北区保育士会などを言う。

(オ) 記録及び報告書等

保育の記録を始め、調理の記録、各種報告書などの書類において、異種業種を問わない一般性を保つ表記を意識し、必要最低限の事項を明確に記述、整理整頓の上、定められた期間保管すること。また保管方法は、常に汎用性に留意し、必要時に速やかに出庫できる状態を保持すること。

③ 評価

(ア) 自己評価

- ・ 年度初めの人権擁護のセルフチェックシートを使用して、保育教諭としての関わり方を確認する。
- ・ 半期ごとに保育内容、子どもの育ちに相違はないか確認し、必要であれば

ば年間指導計画の変更を行う。

- ・チェックシートを活用し、自己の振り返りを行い、質の良い保育につなげる。

(イ) 施設の自己評価

- ・年度末に子どもの姿・育ちを確認し、今後の保育内容について検討する。園として大切にしたい保育のイメージを共有する。
- ・施設長がチェックシートをもとに職員と面談を行う。

(ウ) 人事考課について

- ・自己評価とは一線を画すものであり、他者評価を含む。職責上、負うべき業務の確認と実践の評価を行う。業務の分担と職務・職能評価が適切かどうか確認し、公平性を保ちつつ、個々の課題を明確に意識付けする目的で取り組むもの。